## 商品概要説明書

教育ローン(一般型C)三菱UF Jニコス

(2025年11月1日現在)

商品名	教育ローン(一般型C)	
ご利用いただける 方	○地区内に在住または在勤の方。	
	○お借入時の年齢が満 18 歳以上 65 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80	
	歳未満の方。	
	○継続して安定した収入のある方。	
	○教育施設(保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・専	
	門学校・予備校・短期大学・大学・大学院とする。ただし、外国の教育施設	
	の場合は、JAから振込可能な場合に限定した取扱いとします。)に就学予	
	定または就学中のご子弟のいる方、もしくはご本人。	
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。	
	○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。	
	<ul><li>○就学されるご子弟またはご本人の教育に関する全てのご資金(借入申込日か</li></ul>	
	ら過去3か月以内にお支払済みの資金を含む。)とします。	
	○申込日から1年以内にお支払い予定の資金。	
	○現在、他金融機関・信販会社等からお借入中の教育ローンや奨学金のお借換	
V/rr A /Lla\A	資金とお借換えに伴う諸費用。	
資金使途	なお、借入にかかる諸費用(事務手数料、振込手数料、印紙代)について	
	は資金使途に含めることができるものとします。	
	(例)	
	①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。	
	②アパートの家賃等。	
借入金額	○10万円以上1,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。	
借入期間	○据置期間を含め6か月以上15年以内(在学期間を含む)とします。なお、	
	据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟またはご本人の卒業予定年	
	月の末日の6か月後までの範囲内とします。	
	【変動金利型】	
	お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準	
借入利率	金利 (パーソナルプライムレート) により、年4回見直しを行い、4月1日、	
	7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。	
	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(パーソナルプラ	
	イムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日	
	より適用利率を変更いたします。	
	○お借入利率には、年 1.0%の保証料を含みます。	
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わ	
	せください。	

		L A der 1 ) 1.3(1)		
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、 			
	毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に			
	増額して返済する方式。特定月増額返済による返済			
	の 50%以内、1 万円単位です。)のいずれかをご達	選択いただけます。		
担保	○不要です。			
保証人	○当JAが指定する保証機関(三菱UFJニコス株式会社)の保証をご利用い			
	ただきますので、原則として保証人は不要です。			
団体信用生命共済 (保険)	   ○ご希望により当 J A所定の団体信用生命共済(保障	金)のいずれかにご	∵カ⊓ス レ \	
	ただけます。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	_,,,,,	
	なお、選択される団体信用生命共済(保険)の種類	毎によりお借入利3	玄け下表	
	記載の加算利率分高くなります。			
	団体信用生命共済(保険)名	加算利率	7	
	団体信用生命共済(特約なし)	年 0.20%	_	
	団体信用生命保険(ワイド)	年 0.20%	_	
	団体に用土地体験(ノイド)	+ 0.20 /6	_	
	○ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)	または長期継続え	入院特約	
	付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。			
9 大疾病補償保険	ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算。	されます。		
	年 0.50%			
	○ご融資の際、3,300円の事務手数料(消費税等含む	」) が必要です。		
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合			
	は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。			
	①全額繰上返済の場合…5,500円			
	②一部繰上返済の場合…3,300円			
	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は3,300円			
	の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。			
苦情処理措置およ	○苦情処理措置			
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J			
	A本店総務部(電話:0439-70-1331)にお申し出ください。当JAでは規則の			
	制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情			
	等の解決を図ります。			
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付け			
び紛争解決措置の ております。				
内容	   ○紛争解決措置			
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき			
	ます。上記当JA総務部またはJAバンク相談所にお申し出ください。			
	東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-		-	
	第一東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3595-			
	第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-			
	710-71071 12 - 21 1 900 G F 7 (FEITH 1 00 0001			

	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士
	会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客
	様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあ
	ります。
	・現地調停: 東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム
	等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているも
	のではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または
	東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○ご融資対象子弟またはご本人が高校から短大もしくは大学等に進学される
	場合(高専卒業後大学への編入学の場合も含む)または高校、短大もしくは
	大学内で進級する場合には、乗換融資をご利用いただけます。
	乗換融資とは、当JAで進学前の教育施設にかかる教育資金をご融資してい
	る場合に、進学後の教育施設における条件に応じて新規にご融資を行い、既
	貸付金を全額繰上返済いただくことをいいます。
	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定
	の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる
	場合もございますので、あらかじめご了承ください。
	○印紙税が別途必要となります。
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問
	い合わせください。

JAきみつ